第10回基本法検証部会へのコメント

東京農業大学 上岡 美保

1.「食料安全保障」と「持続可能な農業(みどり戦略等)」との関係について 一般的なイメージでは、両者は一見相反するように捉えられがちであるよ うに思います。有機農業や減農薬減化学肥料等による栽培では、従来は反収が 下がると捉えられているため、環境に配慮した農業生産が食料安全保障と反 するのではないか、あるいは、慣行栽培が悪いものと捉えられているのではな いかと考えられている生産者も存在すると思います。

したがって、新たな基本法においては、全体を通して、環境負荷を軽減した 農業生産においても、生産性をおろそかにするものではないという点、また、 生産性をより高めるための技術の確立や技術向上(スマート農業等の活用等) も同時に推進するものである点も強調いただき、誤解なきような書きぶりに していただければと思います。

2.「海外市場も視野に入れた産業への転換」について

農業を産業として維持するためには、国内需要が減少する中で必要なことかと思います。しかしながら、食料自給率はカロリーベースで 38%であり、国民への食料が充足しているわけではありません。全中中家会長も仰っているように「国消国産」等のメッセージをしっかりと発信し、国民がしっかりと国産農産物を購入できるよう働きかけることがまずは重要と思います。この点については、やはり国民の理解が欠かせないかと思っております。

と同時に、国内需要においてもどう消費者・実需者のニーズに答えるか、一般消費向け、加工向けについてもしっかりと見据えた生産体制も必要に思います。そのうえで、何を輸出するのか、国内向け、海外向けの生産のすみ分けを戦略的に考えていく必要もあろうかと思いますのでその点を踏まえた基本方針を定めていただければと思います。

極端なことを言えば、日本にいながら国産の農産物や食品が消費できないといったことにならないよう配慮した転換が必要かと思います。

3.「消費者の役割」について

周知のとおり、「食料・農業・農村基本法」については、農業生産のみならず、消費までを含めた国民全体のための法律となっております。

食料の安定供給、すなわち、持続可能な農業生産のためには、消費者が適

切な価格を理解し購入することが重要かと思います。今後、環境に配慮した 農業生産を推進していくためにも、環境保全型農業の意義や農業・農村の多 面的機能等について消費者の理解なしにはあらゆる意味での持続可能な農業 の維持・発展はなし得ないと考えられます。基本理念として柱を立てるのは 難しいかと思いますが、現行の基本法の第十二条「消費者の役割」について は、新たな基本法においては、より強調した形で記載されることを期待した いと思います。

以上